

# AthlonKAKERU 運動スクール

## 受講細則

### 【ご入会時の手続き及び会費などの納入について】

○入会時には次の手続きをしてください。

1. 利用申込書を提出してください。
2. 年会費と 2 か月分の月会費はお申込時にお支払いください。
3. 年会費は 4 月～翌年 3 月の期間分を一括で申し受け NPO 活動に充当いたしますので、期の途中でのご返金・分割は致しません（新年度の年会費は、前年度の 3 月後半に 4 月度の月会費と合わせてお引き落しさせていただきます）
4. 会費の預金口座振替依頼書をご提出下さい。（契約者欄は入会者ご本人名義でお願い致します。）
5. 退会手続きは前月 10 日までに書面をもってお申し出ください。  
上記期日を過ぎたことによる返金は致しかねます。

### 【授業の際の注意点】

○スタジオレッスンに関し、次の事項を必ず守ってください。

1. レッスンの際は、コーチの指示に従い安全に正しくトレーニングを実施していただきます。
2. レッスンの開催は Athlon デイサービスカケルの事業所カレンダーに基づいて実施致します。
3. ご体調が優れない場合は無理をせずお休みください。  
レッスン当日のご体調が優れない場合は、必ず事前にコーチに申し出てください。
4. 運動に適した服装で受講ください。
5. 飲物は各自ご持参ください。（ペットボトルまたは蓋のついたものに限りです。）
6. 当クラブにお持ちになられた私物は各自管理をお願い致します。  
盗難、破損などにつきましては当クラブは責任を負いませんのでご了承ください。
7. 他の方の迷惑となる行動言動はご遠慮ください。
8. 警報の発令等による休校はレッスン開始 2 時間前時点をもって決定させていただきます。
9. 保護者の方によるレッスン往復送迎時の安全につきましては、当クラブは責任を負いかねますのでご了承ください。
10. 送迎の利用を希望される方は Athlon デイサービスカケルの利用者と合わせて送迎を実施致します。

### 【制度について】

1. 会員様には事業所カレンダーに基づくサービス提供日内のうち、  
小学生4～5回/月・中学生8回/月 ご利用いただけます。
2. KAKERU 運動スクールのみの利用は致しかねます。KAKERU 運動スクールを利用する日は Athlon デイサービスカケルと合わせてご利用ください。
3. KAKERU 運動スクールの利用日は前月 20 日までに月間予約申込書に翌月分の利用日をご記入いただき、  
FAX(050-3737-3849)もしくは指導員までご提出ください。それ以外でのお申込は受付いたしません。
4. 利用定員は 1 日 6～8 名となります。期限内の月間予約申込書を提出した順での先着とさせていただきます。

### 【その他】

1. 当クラブの営業時間は平日10:00～19:00まで 土・祝日9:00～18:00 までとなります。
2. 当クラブは上記規定を変更する場合があります。

### 【情報連絡網については】

○各種連絡については 078-846-2010 の番号にて対応致します。

【発効】本受講細則は 2018 年 4 月 1 日より発効します。

【芦屋北 Gym】〒659-0015 芦屋市楠町 11-17      【芦屋南 Gym】〒659-0021 芦屋市春日町 3-8

【住吉南 Gym】〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町 4-5-11 1F

## アスロン規約

### 第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条:本クラブは「アスロン」と称し、その本部は、芦屋林神町11-17に所在します。

(運営)

第2条:本クラブの運営は特定非営利活動法人アスロンが行います。

(目的)

第3条:本クラブは、体育の家庭教師及びスポーツの少人数制による個別指導を行い、要望のスポーツの技術習得・トレーニングを通して心身の健康維持や増進と共に会員相互の親睦を図ることを目的とします。

### 第2章 会員

(入会資格)

第4条:本クラブに入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できる健康で運動が可能な方とします。

### 第3章 諸手続

(入会)

第5条:入会を希望の方は所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認を得るとともに、入会金、年会費、2ヶ月分の月会費をお支払いただきます。この手続が完了した時点で会員となります。

(入会金)

第6条:入会金はご入会時納め頂きます。以後会員の事務手数料やクラブ運営費等に当てさせていただきます。

(年会費)

第7条:年会費はご入会時納め頂きます。以降毎年4月の口座振替日に所定の銀行より引き落としさせていただきます。以降NPO活動に事務運営費に充当させていただきます。

(月会費)

第8条:月会費は、前納制にて預金口座自動振替により毎月支払うものとします。すでにこの納め頂いた会費に特殊の事由がない限り原則として返還致しません。

(入会金・会費等を変更)

第9条:本クラブは入会金・年会費・月会費を変更する場合がございます。

(休会)

第10条:休会の際は休会届を休会する前月の10日までにご提出下さい。また休会期間は最長で4ヶ月間とさせていただきます。また休会費として月々1,080円申し受けます。

(コース変更)

第11条:コース変更の際は、変更届を変更する前月の10日までにご提出下さい。

(退会)

第12条:退会の手続きは所定の退会届出用紙に必要事項を記入し、退会する前月の10日まで本クラブにご提出下さい。退会届が提出されるまで翌月の月会費はお客様のお座より引き落とされまのでご注意ください。また、会費の未納がある場合は、これを完納するものと致します。一旦退会した場合、登録抹消されます。再入会にあたっては、再登録の為の手続き、入会金、年会費をお支払いただきます。

### 第4章 会員の権利及び義務

(責任事項)

第13条:会員あるいは会員以外の施設利用者、本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故及び物品の紛失があった場合は、本クラブに賠償の責を負いません。また天災などの不可抗力の事由により生じた事故につき、本クラブは責任を負いません。会員が本クラブの施設の利用中、自己の責任の帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合はその賠償の責任を負って頂きます。

(変更事項)

第14条:入会申込書の記載事項で変更が生じた会員の方は、本クラブ所定の用紙で変更事項を記載のうえ、速やかに届出頂きます。

(資格喪失)

第15条:会員は次の場合ごその資格を失うこととなります。

- (1) 死亡
- (2) 除名
- (3) 本クラブからの解約
- (4) 運動加齢が健康状態でなくなったとき

(除名等)

第16条:次の各事項のいずれか該当する行為があった場合は、本クラブに該当する会員の会員資格を一時停止または抹消することができます。

- (1) 本クラブの名誉を傷つける行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
- (2) 本クラブの規約及び、その他の規約を違反したとき。
- (3) 会費、その他の支払を2ヶ月以上滞り、本クラブより催告を受けても、なお所定の期日までに支払のないとき。
- (4) その他、処分を適当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき。

(本クラブからの解約)

第17条:本クラブは会員として不適格と判断した場合いつでも会員との間の入会契約を解約することができます。また、本クラブ派遣コーチとお客様との個人的な指導契約や売買契約などの直契約及び当該契約で重大な違反があった場合の解約につき、別途違約金を申し受けます。

### 第5章 その他

(施設の利用制限)

第18条:会員は各コースご定められた曜日、時間ご限り指導を受け、また施設を利用することができます。

(施設の休業・閉鎖)

第19条:本クラブは次の理由により施設の場所の変更、休業をすることがあります。

- (1) 天災、事変その他の止むを得ない事情により開場が不可能なとき
- (2) 施設の補修または改装するとき
- (3) 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき
- (4) 特定非営利活動法人アスロンと施設利用者との施設利用契約が終了したとき

(コースの新設・廃止等)

第20条:本クラブは、利用状況等より1ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日及び時間帯変更または廃止をすることがあります。

(利用規定)

第21条:本規定で定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定などによる他、必要に応じて本クラブが定めるものとします。

(都則の遵守)

第22条:会員は本規約及び本クラブが別に定める諸則を遵守しなければなりません。

(改正・変更)

第23条:本規約の改正・変更は、本クラブが定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規定についても同様とし、それらの効力はすべての会員に及ぶものとします。本規約及び受審規程の改正・変更は1ヶ月前に会員へ告知します。

(発効)

第24条:本規約は2018年4月1日より発効します。